

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第167号

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

1,928 円
588
588

を

1,983 円
604
604

に、

「

354
834

を

364
857

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市と畜場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)